

**「建設労働者技能実習コース(経費助成・賃金助成)」
技能実習実施日の賃金支払い状況チェックリスト**

(R7.6月改正)

人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース(経費助成・賃金助成))は、技能実習期間中、建設労働者が所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金の額以上賃金を支払うことが助成の条件となります。
また、所定労働時間外や所定労働日以外の休日に実施する場合は、労働基準法に定める所定の割増した額の賃金以上の額を支払うか、休日の場合は振替休日を与える必要があります。

なお、労働基準法に定める具体的な割増賃金の計算方法等については、管轄の労働基準監督署にご相談願います。

■ 下記、時間外単価の割増計算式の記載及びチェック欄の確認・記載のうえ、申請NO.1「支給申請書提出書類チェックリスト」と一緒に提出してください。

事業所名	
------	--

対象受講者氏名	
---------	--

※受講者ごとに1枚作成をお願いします

対象受講者の賃金形態等

- 賃金形態 月給制 ・ 日給制 (日額: 円)
- 賃金締切日 ()日
- 賃金支払日 当月 ・ 翌月 ()日
- 変形労働時間制 無 ・ 有 (1か月単位 ・ 1年単位)
- 1日の所定労働時間 ()時間 ()分

1. 技能実習実施日の賃金支払い状況 ※()内は助成金上問題となるケース

		いる	いない	該当無
1. 所定労働時間内の実施日	所定労働時間内に技能実習を実施した日について、その建設労働者が所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金額以上の賃金を支払っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	①技能実習時間が所定労働時間より短い日にも、所定労働時間分以上の賃金を支払っているか。 (例: 訓練への直行直帰の日の訓練時間が4時間と短かったため半日分の賃金を支給×)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	②変形労働時間制を導入していないため、週40時間労働を超えている労働時間に対し割増賃金を支払っている。 (例: 週40時間を超える分の割増賃金を未支給×)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2. 所定労働時間以外の実施日	所定労働時間以外に技能実習を実施した日について、労働基準法に定める所定の割増した額の賃金以上を支払っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	①技能実習日に法定労働時間を超えて技能実習を受講させた日は、2割5分以上の割増賃金を支払っている。 (例: 技能実習は仕事とは違うという考えから割増賃金を未支給×、 学科試験や実技試験は、技能実習時間に入らないと考え割増賃金を未支給×)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	②月給者の1時間当たり賃金額の計算は、月給を1年間における1か月平均労働時間で割って算出している。 (例: 1か月平均労働時間が162時間(20.25日×8時間)にも係わらず、慣例でそれよりも多い 200時間(25日×8時間)で割って、低い時間給を元に割増賃金を支給×)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	③日給者の1時間当たり賃金額の計算は、日給を所定労働時間で割って、算出している。 (例: 所定労働時間が7時間なのに、慣例で日給を8時間で割り、低い時間給を元に割増賃金を支給×)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3. 休日の実施日	④1時間当たりの賃金額及び1時間当たりの割増金額、1か月当たりの割増賃金の合計額に1円未満の端数が生じた場合、1円未満を切り上げ又は四捨五入をして割増賃金を計算している。 (例: 慣例で1円未満を切り捨て、低い単価を基に割増賃金を計算×)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	休日(振替休日)に技能実習を実施した日について、振替休日を与えるか、労働基準法に定める所定の割増した額の賃金以上を支払っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	①法定休日に技能実習を受講させた日は、3割5分以上の割増賃金を支払っている。 (例: 法定休日である受講日も平日と同額の日額を支給×)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	②法定休日に実施した技能実習の振替休日を暦日で1日付与している。 (例: 振替休日を半日ごと2日に分けて付与×)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※振替休日の場合は割増賃金は発生しませんが、代休の場合は割増賃金が発生します。

■ 下記2については、技能実習受講日の時間外手当等(時間外及び休日労働)が支払われた場合に記載をお願いします。

2. 時間外手当等の支払い状況

時間外労働等の発生した受講日 及び時間外労働等の時間		時間外等単価の割増計算式 (具体的な数式を記載してください) ※任意用紙への記載可	振替 休日の 有無
受講日	年 月 日 ()		有・無
時間外労働時間	時間		
受講日	年 月 日 ()		
時間外労働時間	時間		
受講日	年 月 日 ()		
時間外労働時間	時間		
受講日	年 月 日 ()		
時間外労働時間	時間		